事務取扱要領改正新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 第１（略）第２　用語の定義　１～10　略　　11　登記されていないことの証明書　後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第４条第１項に規定する後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。12～18　略第３　収集運搬業の許可申請又は届出等　第３－１　収集運搬業の許可申請（１）略（２）許可申請書受理の際の留意事項　　ア～キ　略ク　更新許可申請の際、繰上げ更新（従前の許可期間内の日を始期とする更新許可をいう。以下同じ。）を希望する場合には、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。ただし、更新許可申請に併せて新たに優良認定を受けようとする場合については、平成23年４月１日以降の２回目の更新申請を行う時点以後は、繰上げ更新は認められないこと。　　　ケ～サ　略（３）添付書類の内容及び留意事項　　①～⑧　略⑨　申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が個人である場合）ア　住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等及び在留カード等の番号）の記載のあるものに限る。）及び登記されていないことの証明書は、受付日前３箇月以内に交付されたものであること（以下、住民票の写し及び登記されていないことの証明書について同じ。）。イ　住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付させること（以下、住民票の写しについて同じ。）。　　　⑩　略　　　⑪　法定代理人の住民票写し及び登記されていないことの証明書（法定代理人が法人の場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書）　　　⑫　役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が法人である場合）　　　⑬　出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書若しくは出資者が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）　　　⑭　使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書　　　⑮～㉓　略（４）政令第６条の９第２号又は第６条の13第２号に掲げる優良認定業者の扱い「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年３月（改訂平成27年３月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に基づき、更新許可申請に併せて申請した優良認定を受けた者は、省令第９条の２第３項（第10条の12第２項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし優良認定により省略された書類であっても、審査時必要に応じて追加提出を求めることとする。また、平成23年４月１日以降１度目の更新許可（優良認定を伴わない）から２度目の更新期限までの間においては、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ許可更新申請）をすることができる。第３－２～第３－４　略第３－５　収集運搬業の許可（１）～（２）　略　（３）変更届の添付書類　　　ア　略　　　イ　氏名又は名称の変更　　　　⑧　略　　　　⑨　住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が個人である場合）　　　　㉑　略ウ　役員、法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員を含む。）出資者又は使用人の変更　⑧　略　⑪　法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（法定代理人が法人の場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書）　⑫　役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が法人である場合）　⑬　出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（申請者が法人である場合）　⑭　使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書　　　　⑯　略　　　　㉑　略　　　　　エ～カ　略　（４）　略　第３－６　略第３－７　収集運搬業における欠格要件に係る届出欠格要件に該当するに至ったときは、次により２週間以内に市長あてに届出させること。その際、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。（破産：破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名・刑罰：刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日）なお、廃棄物処理業欠格要件届出書副本は、届出書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。　表　略第４　処分業の許可申請又は届出等　第４－１　処分業の許可申請　（１）　略（２）許可申請受理の際の留意事項　　ア～カ　略キ　更新許可申請の際、繰上げ更新を希望する場合には、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。ただし、更新許可申請に併せて新たに優良認定を受けようとする場合については、平成23年４月１日以降の２回目の更新申請を行う時点以後は、繰上げ更新は認められないこと。　　　ケ～サ　略　（３）添付書類の内容及び留意事項　　　①～⑩　略　　　⑪　申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が個人である場合）　　　⑫　略　　　⑬　法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（法定代理人が法人の場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書）　　　⑭　役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が法人である場合）　　　⑮　出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は源氏事項全部証明書）　　　⑯　使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書　　　⑰～㉗　略（４）政令第６条の11第２号又は第６条の14第２号に掲げる優良認定業者の扱い「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年３月（改訂平成27年３月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に基づき、更新許可申請に併せて申請した優良認定を受けた者は、省令第10条の４第３項（第10条の12第２項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし優良認定により省略された書類であっても、審査時必要に応じて追加提出を求めることとする。また、平成23年４月１日以降１度目の更新許可（優良認定を伴わない）から２度目の更新期限までの間においては、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ許可更新申請）をすることができる。第４－２　処分業の届出（１）～（２）　略　（３）変更届の添付書類　　　ア　略イ　氏名又は名称の変更　　　　⑩　略　　　　⑪　住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が個人である場合）　　　　㉔　略　　　ウ　役員、法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員を含む。）、出資者当又は使用人の変更（新任者についてのみ　該当する書類を提出）⑩　略⑬　法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（法定代理人が法人の場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書）　　　　⑭　役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が法人である場合）　　　　⑮　出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書　　　　　又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（申請者が法人である場合）⑯　使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書　　　　⑳～㉔　略　　　エ～カ　略　（４）　略　第４－３　略　第４－４　処分業における欠格要件に係る届出欠格要件に該当するに至ったときは、次により２週間以内に市長あてに届出させること。その際、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること（破産：破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名・刑罰：刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日）。なお、廃棄物処理業欠格要件届出書副本は、届出書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。　　表　略第５　許可証第５－１　許可日の取扱い許可の年月日は、決裁の日とする。ただし、更新許可の場合は従前の有効年月日の翌日とする。許可の有効期間は５年又は７年であるので、許可の有効年月日は、５年又は７年経過後の許可日に応当する日の前日となる。ただし、最後の月に応当する日がない場合は、その月の末日とする（民法第143条、暦による計算による。）。特に、３月１日が許可日となる場合は、許可の有効年月日に注意すること。例１： 許可の年月日　　　　平成29年11月11日 許可の有効年月日　　平成34年11月10日例２： 許可の年月日　　　　平成28年２月29日 許可の有効年月日　　平成33年２月28日例３： 許可の年月日　　　　平成27年３月１日 許可の有効年月日　　平成32年２月29日第５－２　許可証の記載（１）収集運搬業の許可証ア　事業の範囲（ア）～（イ）　略（ウ）収集運搬する産業廃棄物に、石綿含有産業廃棄物の取扱いの要否について、その旨を（　）書きで記載すること。（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類に限る。）　　　　例１：がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）　　　　例２：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）（エ）　略（オ）収集運搬する産業廃棄物に、水銀含有ばいじん等の取扱いの要否について、その旨を（　）書きで記載すること。（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんに限る。）　　　　例１：汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）　　　例２：廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）（カ）　略イ～ウ　略エ　許可の更新又は変更の状況更新許可、変更許可、変更届による書換交付、優良認定など、許可証に係る履歴を日付とともに記載すること。新規許可の場合は、履歴を記載しないこととし、その後の許可証交付の際に、新規許可以降の履歴を追加していくものとする。変更届又は廃止届による書換交付の場合は、（　）書きで書換交付の内容を記載すること。なお、更新許可の際には、それ以前の変更届又は廃止届による書換交付及び再交付の履歴並びに優良認定及び優良確認の履歴は省略することとする。優良認定の日付については、更新申請の決裁が許可満了日以前であった場合は、許可日と同一の日付とし、許可日以後の決裁であった場合は、決裁日とすること。例１：新規許可の場合 履歴を記載しない例２：変更許可の場合 平成28年10月１日　新規 平成30年12月１日　変更例３：更新許可の場合 平成25年12月１日　新規 平成30年12月１日　更新例４：優良認定の場合 平成25年11月５日　新規 平成30年11月５日　更新 平成30年11月21日　優良認定 例５：変更届による書換交付の場合 平成22年11月１日　新規 平成23年４月１日　再交付  平成27年８月１日　書換交付（住所変更）例６： 変更届による書換交付の後の更新許可の場合 例５の場合で、平成26年11月１日に更新許可及び優良認定を行うと、 平成22年11月１日　新規 平成29年11月１日　更新 平成29年11月１日　優良認定以下　略 | 第１（略）第２　用語の定義　１～10　略　11　医師の診断書等　「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断書」又は「後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第４条第１項に規定する後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書」をいう。　12～18　略第３　収集運搬業の許可申請又は届出等　第３－１　収集運搬業の許可申請（１）略（２）許可申請書受理の際の留意事項　　ア～キ　略ク　更新許可申請の際、繰上げ更新（従前の許可期間内の日を始期とする更新許可をいう。以下同じ。）を希望する場合には、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。ただし、更新許可申請に併せて新たに優良認定を受けようとする場合については、最初の許可を受けてから５年に満たない者は繰上更新に併せての優良認定は認められないこと。　　　ケ～サ　略（３）添付書類の内容及び留意事項　　①～⑧　略⑨　申請者の住民票の写し及び医師の診断書等（申請者が個人である場合）ア　住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等及び在留カード等の番号）の記載のあるものに限る。）及び医師の診断書等は、受付日前３箇月以内に交付されたものであること（以下、住民票の写し及び医師の診断書等について同じ。）。イ　住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付させること（以下、住民票の写しについて同じ。）。　　　⑩　略　　　⑪　法定代理人の住民票写し及び医師の診断書等法定代理人が法人の場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び医師の診断書等）　　　⑫　役員の住民票の写し及び医師の診断書等（申請者が法人である場合）　　　⑬　出資者等の住民票の写し及び医師の診断書等若しくは出資者が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）　　　⑭　使用人の住民票の写し及び医師の診断書等　　　⑮～㉓　略（４）政令第６条の９第２号又は第６条の13第２号に掲げる優良認定業者の扱い「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年３月（改訂平成27年３月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に基づき、更新許可申請に併せて申請した優良認定を受けた者は、省令第９条の２第３項（第10条の12第２項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし優良認定により省略された書類であっても、審査時必要に応じて追加提出を求めることとする。また、最初の許可を受けてから５年に満たない者を除き、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ許可更新申請）をすることができる。第３－２～第３－４　略第３－５　収集運搬業の許可（１）～（２）　略　（３）変更届の添付書類　　　ア　略　　　イ　氏名又は名称の変更　　　　⑧　略　　　　⑨　住民票の写し（申請者が個人である場合）　　　　㉑　略ウ　役員、法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員を含む。）出資者又は使用人の変更　⑧　略　⑪　法定代理人の住民票の写し及び医師の診断書等（法定代理人が法人の場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び医師の診断書等　⑫　役員の住民票の写し及び医師の診断書等（申請者が法人である場合）　⑬　出資者等の住民票の写し及び医師の診断書等又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（申請者が法人である場合）　⑭　使用人の住民票の写し及び医師の診断書等　　　　⑯　略　　　　㉑　略　　　　エ～カ　略　（４）　略　第３－６　略第３－７　収集運搬業における欠格要件に係る届出欠格要件に該当するに至ったときは、次により２週間以内に市長宛てに届出させること。その際、該当するに至った欠格要件が法第７条第５項第４号イに該当の場合を除き、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること（破産：破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名・刑罰：刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日）。なお、廃棄物処理業欠格要件届出書副本は、届出書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。　表　略第４　処分業の許可申請又は届出等　第４－１　処分業の許可申請　（１）　略（２）許可申請受理の際の留意事項　　ア～カ　略キ　更新許可申請の際、繰上げ更新を希望する場合には、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。ただし、更新許可申請に併せて新たに優良認定を受けようとする場合については、最初の許可を受けてから５年に満たない者は繰上更新に併せての優良認定は認められないこと。　　　ケ～サ　略　（３）添付書類の内容及び留意事項　　　①～⑩　略　　　⑪　申請者の住民票の写し及び医師の診断書等（申請者が個人である場合）　　　⑫　略　　　⑬　法定代理人の住民票の写し及び医師の診断書等（法定代理人が法人の場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び医師の診断書等）　　　⑭　役員の住民票の写し及び医師の診断書等（申請者が法人である場合）　　　⑮　出資者等の住民票の写し及び医師の診断書等又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は源氏事項全部証明書）　　　⑯　使用人の住民票の写し及び医師の診断書等　　　⑰～㉗　略（４）政令第６条の11第２号又は第６条の14第２号に掲げる優良認定業者の扱い「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年３月（改訂平成27年３月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に基づき、更新許可申請に併せて申請した優良認定を受けた者は、省令第10条の４第３項（第10条の12第２項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし優良認定により省略された書類であっても、審査時必要に応じて追加提出を求めることとする。また、最初の許可を受けてから５年に満たない者を除き、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ許可更新申請）をすることができる。第４－２　処分業の届出（１）～（２）　略　（３）変更届の添付書類　　　ア　略　　　イ　氏名又は名称の変更　　　　⑩　略　　　　⑪　住民票の写し医師の診断書等（申請者が個人である場合）　　　　㉔　略　　　ウ　役員、法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員を含む。）、出資者当又は使用人の変更（新任者についてのみ　該当する書類を提出）　　　　⑩　略　⑬　法定代理人の住民票の写し及び医師の診断書等（法定代理人が法人の場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び医師の診断書等）　　　　⑭　役員の住民票の写し及び医師の診断書等（申請者が法人である場合）　　　　⑮　出資者等の住民票の写し及び医師の診断書等又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）（申請者が法人である場合）　　　　⑯　使用人の住民票の写し及び医師の診断書等　　　　⑳～㉔　略　　　エ～カ　略　（４）　略　第４－３　略　第４－４　処分業における欠格要件に係る届出欠格要件に該当するに至ったときは、次により２週間以内に市長宛てに届出させること。その際、該当するに至った欠格要件が法第７条第５項第４号イに該当の場合を除き、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること（破産：破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名・刑罰：刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日）。なお、廃棄物処理業欠格要件届出書副本は、届出書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。　　表　略第５　許可証第５－１　許可日の取扱い許可の年月日は、決裁の日とする。ただし、更新許可の場合は従前の有効年月日の翌日とする。許可の有効期間は５年又は７年であるので、許可の有効年月日は、５年又は７年経過後の許可日に応当する日の前日となる。ただし、最後の月に応当する日がない場合は、その月の末日とする（民法第143条、暦による計算による。）。特に、３月１日が許可日となる場合は、許可の有効年月日に注意すること。例１： 許可の年月日　　　　平成29年11月11日 許可の有効年月日　　令和４年11月10日例２： 許可の年月日　　　　平成28年２月29日 許可の有効年月日　　令和３年２月28日例３： 許可の年月日　　　　平成27年３月１日 許可の有効年月日　　令和２年２月29日第５－２　許可証の記載（１）収集運搬業の許可証ア　事業の範囲（ア）～（イ）　略（ウ）収集運搬する産業廃棄物に、石綿含有産業廃棄物の取扱いの要否について、その旨を（　）書きで記載すること（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類に限る。）。　　　　例１：がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）　　　　例２：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）（エ）　略（オ）収集運搬する産業廃棄物に、水銀含有ばいじん等の取扱いの要否について、その旨を（　）書きで記載すること（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんに限る。）。　　　　例１：汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）　　　例２：廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）（カ）　略イ～ウ　略エ　許可の更新又は変更の状況更新許可、変更許可、変更届による書換交付、優良認定など、許可証に係る履歴を日付とともに記載すること。新規許可の場合は、履歴を記載しないこととし、その後の許可証交付の際に、新規許可以降の履歴を追加していくものとする。変更届又は廃止届による書換交付の場合は、（　）書きで書換交付の内容を記載すること。なお、更新許可の際には、それ以前の変更届又は廃止届による書換交付及び再交付の履歴並びに優良認定の履歴は省略することとする。優良認定の日付については、更新申請の決裁が許可満了日以前であった場合は、許可日と同一の日付とし、許可日以後の決裁であった場合は、決裁日とすること。例１：新規許可の場合 履歴を記載しない例２：変更許可の場合 令和元年10月１日　新規 令和３年12月１日　変更例３：更新許可の場合 平成28年12月１日　新規 令和３年12月１日　更新例４：優良認定の場合 平成28年11月５日　新規 令和３年11月５日　更新 令和３年11月21日　優良認定 例５：変更届による書換交付の場合 平成27年11月１日　新規 平成28年４月１日　再交付  令和２年８月１日　書換交付（住所変更）例６： 変更届による書換交付の後の更新許可の場合 例５の場合で、令和４年11月１日に更新許可及び優良認定を行うと、 平成27年11月１日　新規 令和４年11月１日　更新 令和４年11月１日　優良認定以下　略 |